

注：出典の地図・空中写真閲覧サービスよりダウンロードした空中写真の範囲を調整しました。

出典：国土地理院ウェブサイト「地図・空中写真閲覧サービス」(<https://mapps.gsi.go.jp/maplibSearch.do#1>)

図-3.2.4 馬毛島の変遷（空中写真）

## (2) 土地利用規制

### 1) 都市計画法に基づく用途地域の指定状況

「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号) に基づく都市計画区域及び用途指定区域を図-3.2.5 に、用途指定区域における用途区分を図-3.2.6 に示します。西之表市及び中種子町において、用途指定区域があります。

### 2) 土地利用計画

「国土利用計画法」(昭和 49 年法律第 92 号) に基づき策定された土地利用基本計画による、調査対象地域における農業地域及び森林地域を図-3.2.7 に示します。

対象事業実施区域においては、南部に農業地域が広がり、北部に地域森林計画対象民有林が広く分布しているとされていますが、現況は、農用地として利用すべき土地は見受けられず、また、地域森林計画対象民有林の分布は東部の一部に限られています。

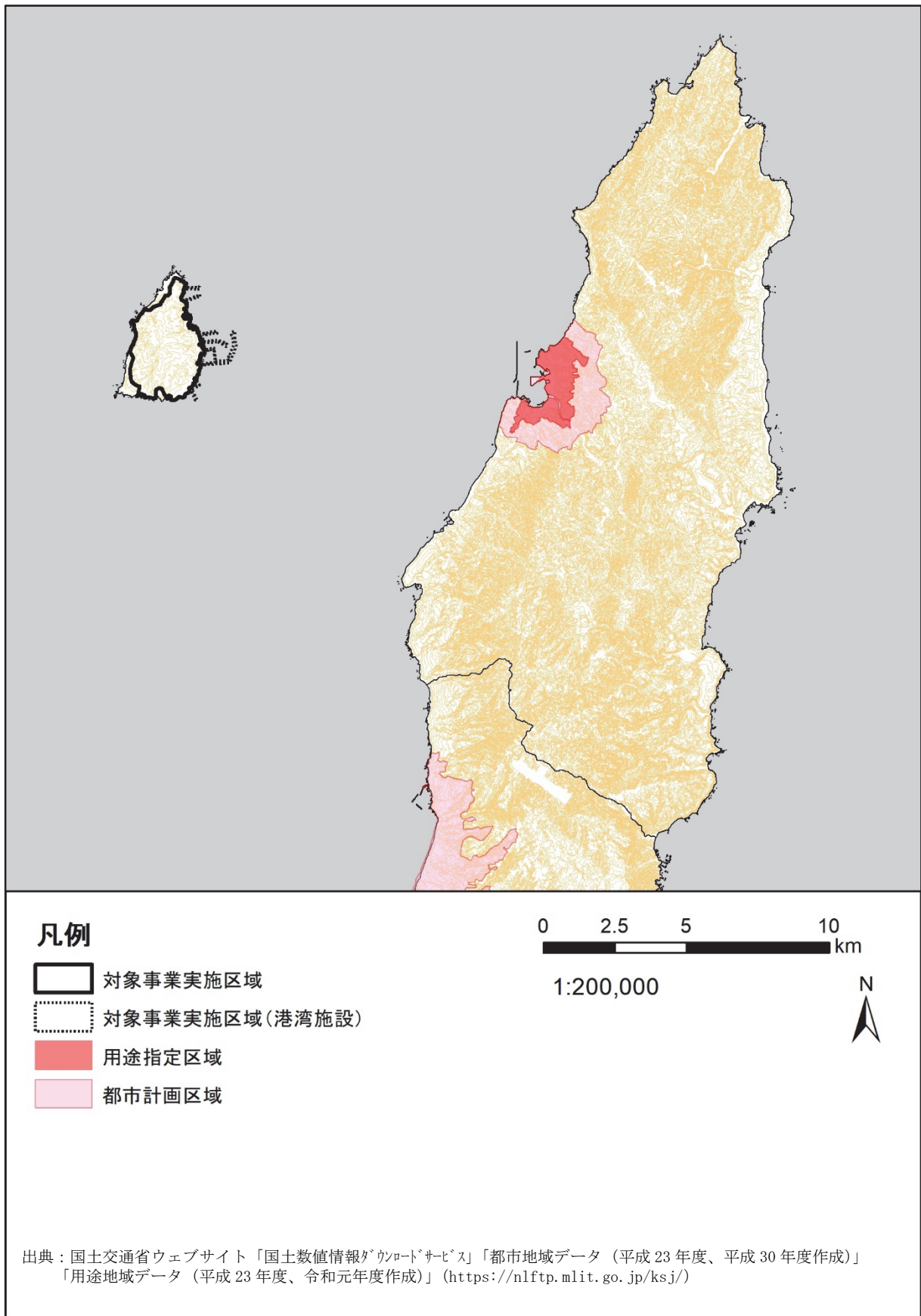
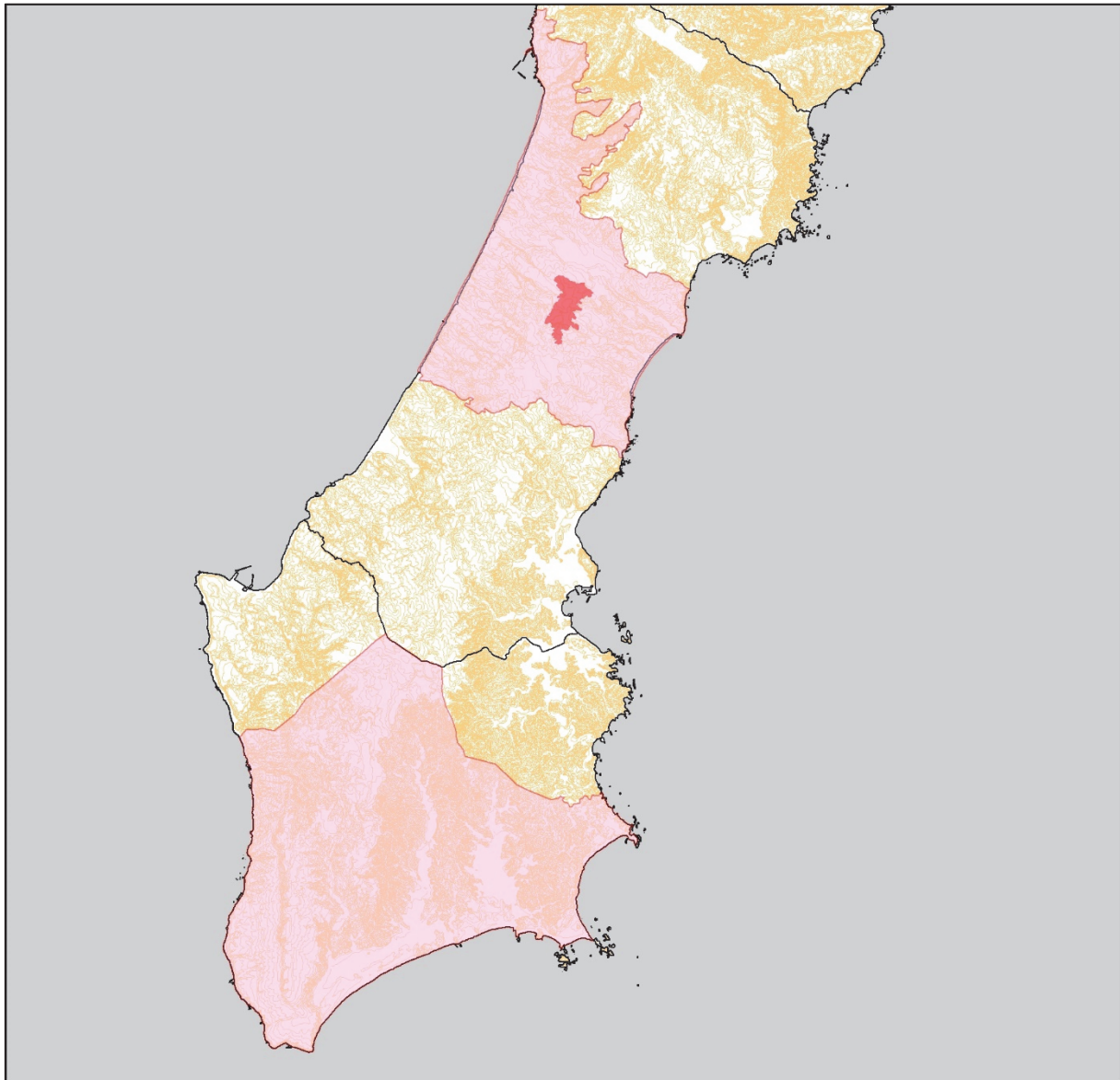


図-3.2.5(1) 都市計画区域及び用途指定区域



**凡例**

- 用途指定区域
- 都市計画区域

0 2.5 5 10 km

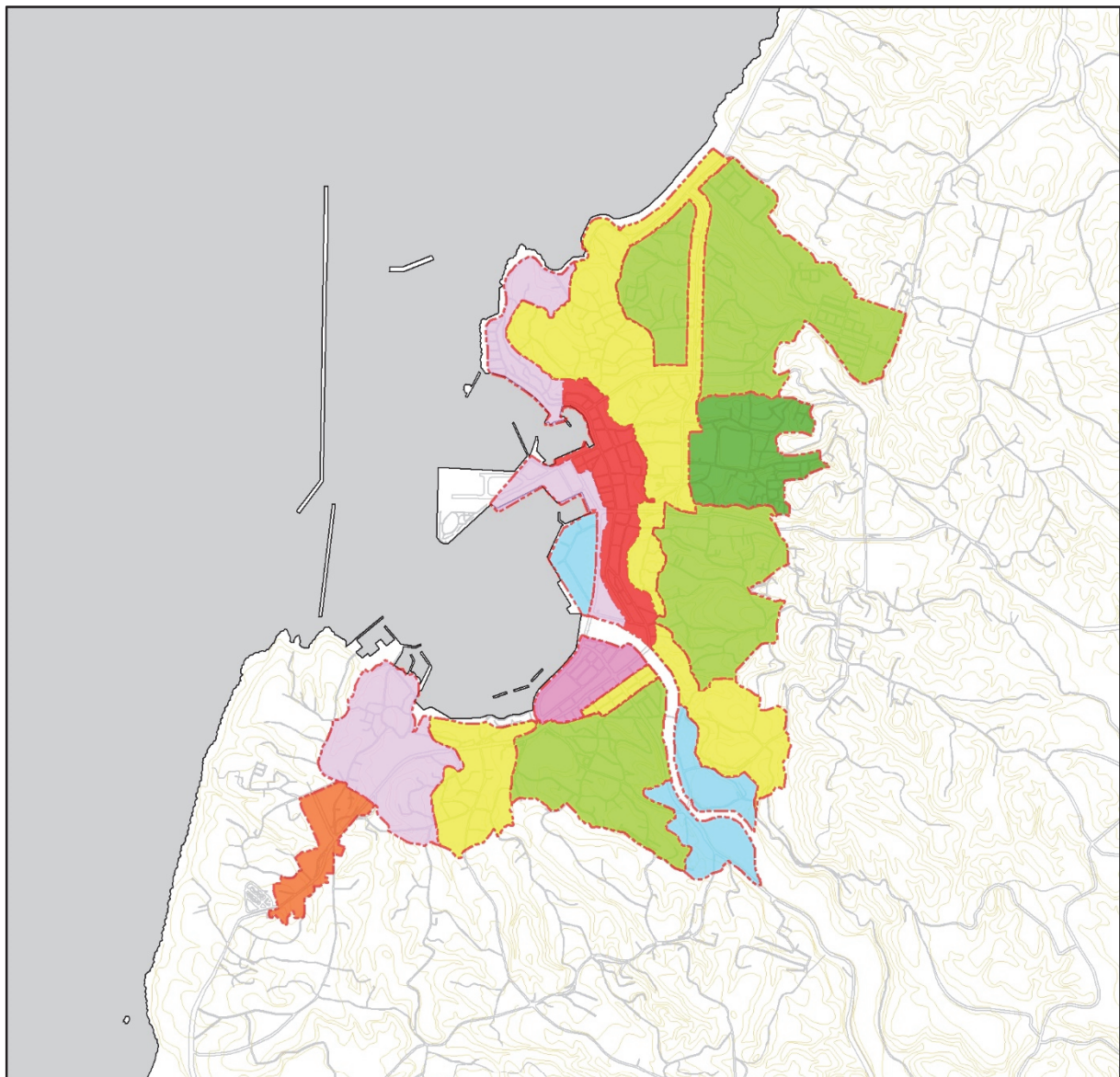
1:200,000



出典：国土交通省ウェブサイト「国土数値情報ダウンロードサービス」  
 「都市地域データ（平成23年度、平成30年度作成）」  
 「用途地域データ（平成23年度、令和元年度作成）」（<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>）

図-3.2.5(2) 都市計画区域及び用途指定区域





**凡例**

- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域

0 0.375 0.75 1.5 km

1:30,000



出典：西之表都市計画図（西之表市）※平成31年2月入手

図-3.2.6(1) 用途指定区域における用途区分(西之表市)